

# 特定非営利活動法人 空堀川に清流を取り戻す会 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人 空堀川に清流を取り戻す会」という。  
この会の通称名を「がたろう」という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都東村山市青葉町二丁目 24 番地 59 に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、空堀川流域の市民に対して清流復活が地域にとってどれだけ潤いと豊かな環境をもたらすものであるかを啓蒙する。また、河川環境の保全・整備を通して次世代へ豊かな自然環境を提供し、健全な子女の育成に寄与するとともに、地域の環境保全・整備を通して流域の街づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 街づくりの推進を図る活動
- (3) こどもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動

### (種 類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行なう。

- (1) 環境保全活動に関する調査研究事業及び河川環境の整備促進を通して、生態系の保全と増進に寄与する。
- (2) 川遊びを通して、子どもたちが自然と親しみ、自然を愛することのできる環境教育活動に寄与するための事業を行なう。
- (3) 河川環境の整備と、川を通して人が集まり行き交うことによって流域商店街の活性化を図っていく。
- (4) 自然保護、都市環境の整備、省エネルギー活動事業を行なう。
- (5) 河川敷の維持管理を行政から請負い、地域にとって望ましい川づくりに参加する。
- (6) 河川の水質調査、生息生物・生態系等の環境調査活動の受託。
- (7) 環境保全、水環境に関する機器の販売・検査等を行ない、水環境の整備に参加する。
- (8) 環境保全活動、環境教育活動に関する印刷物の出版・販売を行なう。
- (9) その他本会の目的を達成するための必要な事業を行なう。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体・法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同した(1)以外の個人及び団体・法人

### (入会)

第7条 会の目的に賛同する者であれば、年齢・性別・国籍・宗教又は政治的信条等は問わないものとする。

- 2 入会にあたっては、別に定める入会申込書をもって理事長あてに申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することが出来る。

### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを除名することが出来る。

- (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金・会費、その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 本会に若干名の顧問を置くことが出来る。顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行なう。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 棟欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務に精励を欠き、役員としての業務執行に支障をきたしていると理事長が判断したとき。
  - (3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 理事会については、別に定めるところによる。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算

- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の2以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
  - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から3週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

- 2 総会の参加は、委任状をもってすることが出来る。

（総会の定足数）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することは出来ない。

（総会の議決）

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 あらかじめ通知していない事項についても、緊急かつまた議決した方が良い場合には、議決することができる。
  - 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につ

- いて、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名・押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所  
(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名・押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産  
(2) 入会金及び会費  
(3) 寄付金品  
(4) 財産から生じる収入  
(5) 事業に伴う収入  
(6) その他の収入

(区 分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剩余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に官報に掲載して行なう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにて行なう。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。  
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から12年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金・会費及び賛助会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人の場合

入会金	2,000円
年会費	2,000円

(2) 団体・法人の場合

入会金	一口 10,000円
-----	------------

年会費 一口 10,000円

(3) 賛助会費

個人の場合 2,000円

団体・法人の場合 10,000円

ただし、賛助会員は入会金を免除することができる。

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	小林 寛治
副理事長	田中 開
理事	福島 淑行
同	齋藤 隆
同	渡邊 勇
同	宮下 博文
同	有川 栄子
監事	今井 貞一
同	正路 妙子

<改定日>2021年9月21日

<改定箇所>

第2条 事務所の所在地

第55条 公告の方法

以上